

京都府歯と口の健康づくり 基本計画（第2次）



平成30年3月

京 都 府

目次

第1章 京都府歯と口の健康づくり基本計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
第2章 歯と口の健康づくりに関する基本方針	2
第3章 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施	3
(1) 乳幼児期	3
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(2) 学齢期	5
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(3) 成人期	7
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(4) 高齢期	11
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(5) 障がい者（児）や介護を必要とする者	13
現状・課題	
対策の方向	
目標	
(6) 全ての年齢層	15
現状・課題	
対策の方向	
目標	

第4章 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等 に関する施策の実施	20
現状・課題	
対策の方向	
第5章 計画の推進体制と進行管理	22
1 推進体制	22
2 進行管理	22
参考資料	
京都府歯と口の健康づくり推進条例	23

第1章 京都府歯と口の健康づくり基本計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

歯と口の健康を保つことは、しっかりとよく噛んで食べるための基本であるとともに、生涯を通じて健康で豊かな生活を送る上で必要なことであり、また、子どもの健やかな成長を促したり、糖尿病をはじめとする生活習慣病の改善、誤嚥性肺炎などの高齢期に起こりやすい病気の防止など全身の健康につながるものであるなど、全ての府民にとって大切なことです。

京都府では、これまで「8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つ運動）」をはじめ歯科保健対策を「総合的な府民の健康づくり指針 きょうと健やか21」や「京都府保健医療計画」に基づき推進してきました。

さらに、平成23年8月の「歯科口腔保健の推進に関する法律」の成立を踏まえ、その基本的事項が告示されています。

平成24年12月には、府民の生涯にわたる歯と口の健康の保持・増進の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「京都府歯と口の健康づくり推進条例」（平成24年京都府条例第67号。以下「条例」という。）が公布・施行されました。

これらを踏まえ、本計画は、条例の基本理念に基づき、歯と口の健康づくりに関する現状と課題や対策の方向性を明確にするため、平成26年3月に策定し、同計画（第2次）として見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、条例第15条の規定による施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

なお、平成30年3月に策定の「京都府保健医療計画」の歯科保健対策部分との整合性を図ることとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、「京都府保健医療計画」の計画終期との整合性を図るため、平成30年度から35（2023）年度までとします。

年度	西暦2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
	平成29年度 (目標年度)	30	31	32	33	34 (調査)	35 (目標年度)
京都府歯と口の健康づくり基本計画(第2次)							
京都府保健医療計画 歯科保健対策							
きょうと健やか21 (第3次)							

厚生労働省歯科口腔保健の推進に関する基本的事項目標年度：平成34年度

第2章 歯と口の健康づくりに関する基本方針

条例に基づき、次の方針により総合的かつ計画的に歯科口腔保健対策を推進します。

- 1 歯と口の健康は全身の健康にもつながることから、歯と口の健康づくりを通じ、府民の健康の保持・増進、健康寿命の延伸を図ります。
- 2 個人や地域・職域に対し、歯科疾患の予防に向けた取組を推進するとともに、歯科疾患の早期発見・早期治療を促進します。
- 3 歯と口の健康づくりに関する知識を普及し、生涯にわたり、ライフステージの特性に応じた歯と口の健康づくりを推進します。
- 4 全ての府民が、適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるよう、人材育成など環境整備を推進します。
- 5 府民や保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関係団体、地域・職域、行政などが連携し、歯科口腔保健の推進体制をつくります。

第3章 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

(1) 乳幼児期

現状と課題

○むし歯予防の推進

- ・府内における3歳児のむし歯の数は、フッ化物塗布の普及等により減少傾向にあり、幼児期からのフッ化物の応用が生涯のむし歯予防に有効なことを示しています。
- ・幼児に対するフッ化物塗布については、平成28年度は16市町村（京都市含む）で実施されていますが、取り組む市町村をさらに増加させる必要があります。

○健全な歯・口腔の育成の推進

- ・乳幼児期は口腔機能（咀嚼（噛み砕く）、嚥下（飲み込む）等）の獲得時期であり、保育所や幼稚園等において、歯科疾患予防のため、子どもや保護者に対する歯科口腔保健指導が必要です。
- ・消費者庁によると、6歳以下の食品による子どもの窒息事故や歯みがき時の喉をつくなどの事故が発生しており、保護者が付き添い、気をつけるよう注意喚起しています。

3歳児むし歯り患状況の年次推移

	一人平均むし歯数(本)		むし歯有病者率(%)	
	京都府※	全国	京都府※	全国
平成19年度	0.90	1.00	24.6	25.9
20年度	0.81	0.94	22.7	24.6
21年度	0.77	0.87	21.6	23.0
22年度	0.70	0.80	20.5	21.5
23年度	0.63	0.74	19.1	20.4
24年度	0.56	0.68	17.1	19.1
25年度	0.56	0.63	17.0	17.9
26年度	0.57	0.62	17.3	17.7
27年度	0.52	0.58	16.7	16.9
28年度				

※京都市を含む

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ（平成19～25年度）

地域保健・健康増進事業報告（平成26～28年度）

対策の方向

●フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防の推進

- ・歯みがき習慣の確立や定期的な歯科検診の受診をはじめ、フッ化物塗布・洗口に関する情報提供や地域、保育所、幼稚園等でのフッ化物塗布・洗口の取組の強化によりむし歯予防を推進します。

●食育の推進

- ・乳幼児期は食行動や心身機能の発達が著しく、口腔機能の獲得時期であり、正常な噛み合わせやあごの発育を促すめ、バランスのとれた食事をよく噛んで食べるよう発達段階に応じた食育を推進します。

●健全な歯・口腔の育成などに関する知識の普及

- ・指しゃぶりや口呼吸などが不正咬合の原因となるため、悪習癖を取り除くことや食品等による窒息事故、歯みがき時の転倒による喉をつく事故の予防等、母子保健や子育て支援に従事する者が、日常業務の中で歯科口腔保健指導ができるよう研修等を促進します。
- ・先天性欠如、癒合歯、萌出不全、外傷、むし歯、全身疾患などによる乳歯の早期欠損に対して、適切に対応し、しっかりと噛めるよう乳歯列咬合を育成します。

目 標

項 目	現状値	目標値
	2018 平成28年度	2023 平成35年度
◆ 乳幼児期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
3歳児でむし歯のない者の割合の増加	83.3%* (H27実績)	90%
フッ化物塗布に取り組む市町村の増加	16市町村*	全市町村
【目標】口腔機能の獲得		
3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少	13.2%* (H27実績)	10%

*京都市を含む

○現状値は厚生労働省地域保健・健康増進事業報告から算出

(2) 学齢期（高等学校等を含む）

現状と課題

○むし歯予防の推進

- ・小学校及び特別支援学校において、歯みがきの習慣化を図るために「歯と口の健康週間」にあわせるなど年間を通じて歯みがき巡回指導を実施しています。
- ・永久歯への生え替わりの時期であり、個々に応じた歯みがき方法を習得する必要があります。
- ・府内における12歳児のむし歯の数は、フッ化物洗口の普及等により減少傾向にあります。地域格差が生じています。児童に対するフッ化物洗口については、平成28年度は15市町村（京都市含む）で実施されていますが、取り組む市町村をさらに増加させる必要があります。

○歯の外傷予防の推進

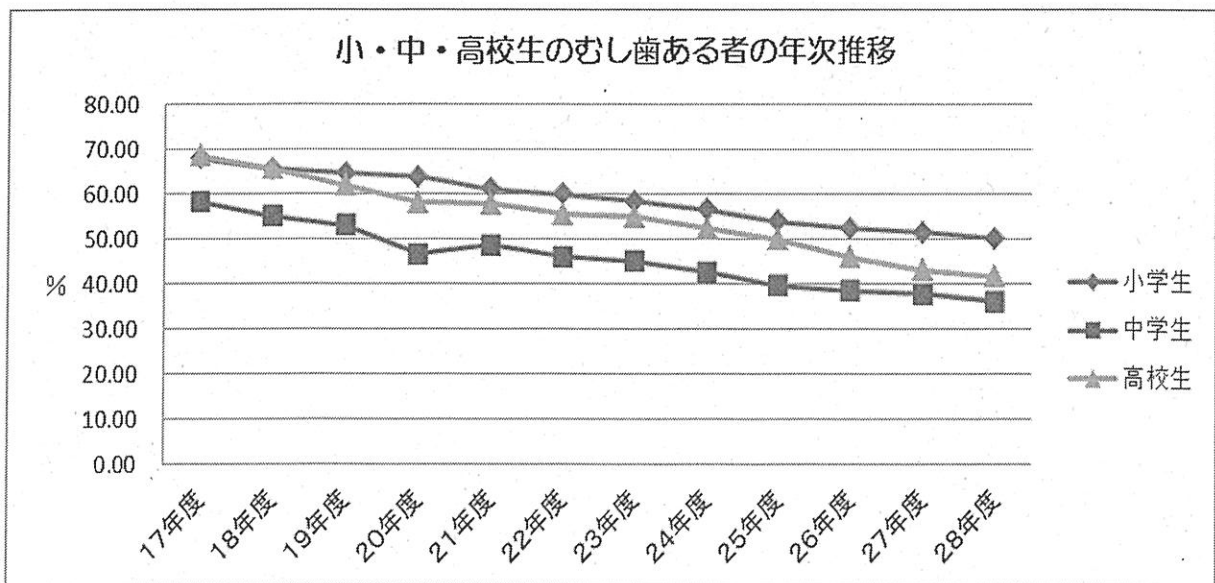
- ・むし歯による歯の喪失は減少していますが、運動時の歯や口の外傷により歯を喪失することがあります。

12歳児一人平均むし歯数の年次推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
京都府※	1.45	1.28	1.10	1.06	1.01	0.94	0.82	0.83	0.73	0.73
全国	1.63	1.54	1.40	1.29	1.20	1.10	1.05	1.00	0.90	0.84

※京都市を除く

京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状」



京都府教育庁指導部保健体育課調べ

対策の方向

●フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進

- ・歯みがき習慣の確立や定期的な歯科検診の受診をはじめ、フッ化物洗口に関する情報提供や学校歯科医との連携による学校でのフッ化物洗口の取組の強化により、むし歯予防を推進します。

●食育の推進

- ・学齢期は、乳歯から永久歯に生え替わり、口腔機能の獲得時期であり、正常な噛み合わせやあごの発育を促すため、バランスのとれた食事をよく噛んで食べるよう歯科口腔保健を通じた食育を推進します。

●学校における歯科口腔保健指導の実施

- ・学校において、歯みがき方法の習得、歯肉炎の予防、悪習癖による歯列や咬合不正の予防を推進します。
- ・運動時の歯や口の外傷により歯を失う場合があり、マウスガードの装着の必要性等について、学校関係者、保護者、児童、生徒に対して知識の普及啓発を推進します。
- ・ネグレクト等の被虐待児は、多数のむし歯が治療されないまま放置されている場合等があり、歯科医療機関との連携や検診の機会等を通じて、児童虐待の早期発見と虐待の防止を推進します。

目 標

項 目	現状値	目標値
	2018 平成28年度	2023 平成35年度
◆ 学 齢 期		
12歳児の一人平均むし歯数（DMFT指数）	0.73本	0.5本以下
フッ化物洗口に取り組む市町村の増加	15市町村*	全市町村
【目標】口腔状態の向上		
12歳児でむし歯のない者の割合の増加	64.9%	68%
中学生における歯肉に所見を有する者の割合の減少※	4.2%	4%

*京都市を含む

○京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状」から引用

※歯肉に所見を有する者：歯科医による診断と治療が必要な者

(3) 成人期 (妊産婦を含む)

現状と課題

○成人層の歯周病予防の重要性

- ・成人層では、食生活の乱れや不規則な生活習慣により、むし歯や歯周病が進行するため、むし歯や歯周病の発症予防及び進行抑制が必要です。歯周病が発症する前の若年層に対して普及啓発が必要です。
- ・平成 28 年度京都府民歯科保健実態調査によると、20 歳代で歯肉に炎症所見を有する者の割合が 28.9% (前回調査比：+5.9%) に増加しています。40 歳代～70 歳代では軽度の歯周病 (健全以外) を含めると約 9 割が歯周病に罹患しており、40 歳代で進行した歯周炎を有する者の割合が 44.4% (前回調査比：+3.1%) と増加傾向です。
- ・喫煙と歯周病の関係について 45%の者が、糖尿病と歯周病の関係については約 54%の者が、「知らない」と回答しており、喫煙や糖尿病等が歯周病を悪化させる要因であること等の情報を提供する必要があります。

年齢別 歯肉の所見 (CPI による)

(単位:人)

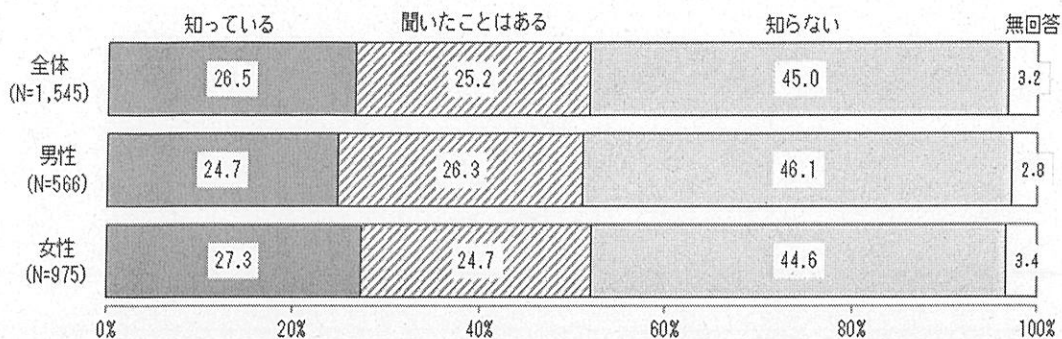
CPIコード 年代	0	1	2	3	4	診査対象 外	未記入	合計
	健全	歯肉出血	歯石	歯周ポケット 4～5mm	歯周ポケット 6mm以上			
20歳代	26 18.3%	23 16.2%	49 34.5%	31 21.8%	10 7.0%	0 0.0%	3 2.1%	142 100.0%
30歳代	33 15.8%	28 13.4%	79 37.8%	57 27.3%	12 5.7%	0 0.0%	0 0.0%	209 100.0%
40歳代	29 10.7%	21 7.8%	99 36.7%	94 34.8%	26 9.6%	0 0.0%	1 0.4%	270 100.0%
50歳代	26 10.0%	22 8.5%	81 31.2%	76 29.2%	53 20.4%	1 0.4%	1 0.4%	260 100.0%
60歳代	27 7.8%	25 7.2%	96 27.7%	117 33.8%	76 22.0%	5 1.4%	0 0.0%	346 100.0%
70歳代	19 7.7%	19 7.7%	48 19.4%	99 40.1%	53 21.5%	9 3.6%	0 0.0%	247 100.0%
80歳以上	4 5.9%	6 8.8%	13 19.1%	24 35.3%	12 17.6%	9 13.2%	0 0.0%	68 100.0%
全体	165 10.7%	145 9.4%	466 30.2%	498 32.2%	242 15.7%	24 1.6%	5 0.3%	1,545 100.0%

平成 28 年度京都府民歯科保健実態調査

※CPI (Community Periodontal Index) : WHO が開発した歯周疾患を評価するための指数

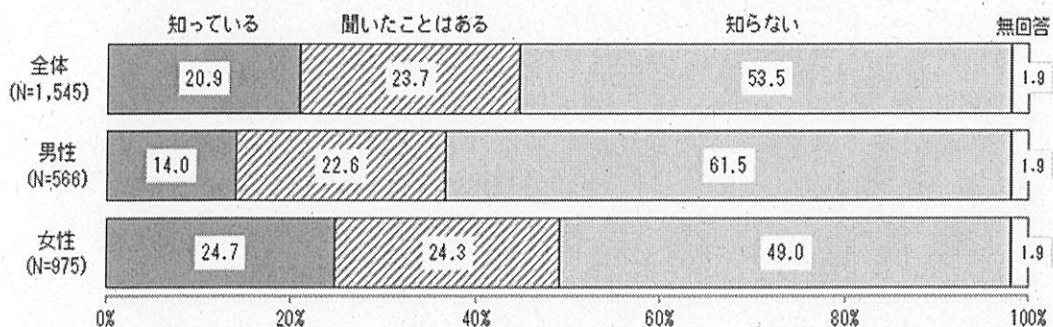
※歯周ポケット : 深くなった歯と歯ぐきの間の溝のこと。歯周ポケットの深さは歯周病の目安となる。

喫煙と歯周病の関係についての知識



平成 28 年度京都府民歯科保健実態調査

糖尿病と歯周病の治療効果の関係についての知識



平成 28 年度京都府民歯科保健実態調査

○歯科検診の重要性

- 平成 28 年度京都府民歯科保健実態調査によると、20 歳以上でこの 1 年間に歯科検診を受けたと回答した人は 53.7%であった。また、健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施する市町村は 11 市町村にとどまり、受診者も少ない。受診率を上げるためには、その重要性を啓発するとともに、歯科検診を受ける機会が少ない者に対し、定期的に歯科検診を受ける機会を提供する必要があります。

市町村における歯周疾患検診の実施状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受診者数(人)	1,229	1,155	1,328	1,430	1,258	1,631
実施市町村数	8	9	9	9	10	11

※京都市を除く

地域保健・健康増進事業報告

○妊産婦の歯科疾患の予防

- ・妊娠期はホルモン等内分泌機能の生理的変化や生活習慣の変化等により、むし歯や歯周疾患が悪化しやすい時期です。進行した歯周病を有する妊婦では低体重児出産や早産となる危険性が高くなるため、歯科検診や歯科口腔保健指導等を推進する必要があります。
- ・歯科治療を受ける場合は、安定期の妊娠5～7か月（16～27週）の受診を推進します。

対策の方向

●歯科検診受診者の増加促進

- ・40歳代で進行した歯周炎を有する者の割合を減少させるため、地域・職域における歯科検診の実施を促進します。
- ・定期的な歯科検診の受診啓発、歯科疾患予防や口腔がんの早期発見のための受診機会の提供を推進します。

●歯科疾患予防のための知識の普及

- ・歯周病と糖尿病、喫煙、早産・低体重児出産、脳卒中、心筋梗塞、メタボリックシンドローム等の関連性をはじめ、誤嚥性肺炎、口腔がん等に関する知識の普及啓発を行います。

●妊産婦に対する歯科検診・歯科口腔保健指導を実施する市町村の増加

- ・妊娠期には歯科疾患が発症しやすい状況となるため、歯科検診や歯科口腔保健指導の実施を推進し、歯科疾患の母子感染予防等の知識を普及します。

●食育の推進

- ・20～30歳代では、食生活の乱れや不規則な生活習慣等によりむし歯や歯肉炎が増える時期であり、食生活の改善や歯と口の健康に関する知識の普及啓発等を支援し、食育を推進します。
- ・妊娠期は、胎児の歯の発生が始まり、健全な成長のために栄養摂取が重要な時期であり、母子の生涯にわたる歯と口の健康づくりの基盤を確保するため、食育や栄養指導等の充実を推進します。

目 標

項 目	現状値	目標値
	2018 平成28年度	2023 平成35年度
◆ 成人期（妊産婦である期間を含む）		
【目標】健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	28.9%	20%
40歳(35～44歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	42.4%	25%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	44.4%	30%
40歳(35～44歳)で喪失歯のない者の割合の増加	71.6%	75%
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	61.0%#	70%
【目標】歯の喪失の防止		
60歳(55～64歳)の未処置歯を有する者の割合の減少	33.7%	25%
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	55.8%	45%
60歳(55～64歳)で24本以上の歯を有する者の割合の増加	73.3%	75%
【目標】歯科口腔保健の推進体制の整備		
20歳以上で定期的に歯科検診を受けている者の割合の増加	53.7%	65%
妊産婦に対する歯科検診・保健指導に取り組む市町村の増加	14市町村*	18市町村

*京都市を含む

#国と府の質問形式が異なる

○現状値は平成28年度京都府民歯科保健実態調査の統計値